

令和元年6月18日

こども未来部子育て推進担当

(仮称) 江東区有明子ども家庭支援センターの 指定管理者の選定手続きについて

令和2年4月開設の(仮称)江東区有明子ども家庭支援センターについて、「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」、「江東区子ども家庭支援センター条例」に基づき、指定管理者制度による管理運営を行うため、次のように選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地

施設の名称	施設所在地
(仮称) 江東区有明子ども家庭支援センター	江東区有明二丁目一番地

2 指定期間

指 定 期 間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

3 選定方法

公募による選定

4 今後の日程(予定)

日 付	内 容
令和元年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和元年10月	第三回区議会定例会において、「江東区子ども家庭支援センター条例」の改正議案及び指定議案の議決
令和2年3月	協定書の締結
令和2年4月	指定管理者による運営開始

5 その他

当該施設は、現時点で住所が定まっていないため、第三回区議会定例会前に定めた上で、同定例会にて条例改正を行い、その後指定議決を行う。